

草津市空き家情報バンク設置要綱

(設置)

第1条 市長は、草津市における空き家の有効活用を通して、良好な住環境の確保および定住促進による地域活性化を図るため、草津市空き家情報バンクを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として所有し、かつ現に居住せず、または近く居住しなくなる予定の市内に存在する建物およびそれに付属する物件（共同住宅または長屋を除く。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク この要綱の定めるところにより、空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内への定住または定期的な滞在を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し情報を提供する仕組みをいう。
- (4) 宅建業者 草津市空き家サポート事業連携協定書を締結している組織に加盟する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

(空き家の登録申込み等)

第3条 空き家情報バンクに空き家に関する登録をしようとする所有者等は、空き家情報バンク登録申込書（別記様式第1号）および空き家情報バンク登録カード（別記様式第2号）を提出しなければならない。

2 次に掲げる者は、前項の規定による申込みをすることができない。

- (1) 草津市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者
- (3) 前2項に掲げるもののほか、市長が適切でないと認める者

3 第1項の規定による申込みをした所有者等は、空き家の売買、賃貸等の媒介または代理に関する契約を宅建業者と締結し、その契約の写しを市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により契約の写しの提出があったときは、適切であると認めたときは、空き家情報バンク登録台帳に登録するものとする。

- 5 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了通知書（別記様式第3号）により当該所有者等に通知するものとする。
- 6 市長は、第4項の規定により登録しなかったときは、空き家情報バンクに登録しない旨の通知書（別記様式第4号）により当該所有者等に通知するものとする。
- 7 市長は、市内の空き家について、空き家情報バンクに登録することが適切であると認めるときは、当該空き家の所有者等に対して空き家情報バンクへの登録の申込みを勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更）

第4条 空き家情報バンクに登録した所有者等（以下「登録所有者」という。）は、前条第4項の規定により空き家情報バンク登録台帳に登録した事項（以下「登録事項」という。）に変更があったときは、空き家情報バンク登録変更届出書（別記様式第5号）に登録事項の変更内容を記載した空き家情報バンク登録カードを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届出書の提出があったときは、登録事項を変更するとともに、空き家情報バンク登録変更完了通知書（別記様式第6号）により当該登録所有者に通知するものとする。

（空き家情報バンクの登録の抹消）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクの登録を抹消するとともに、空き家情報バンク登録抹消通知書（別記様式第7号）により当該登録所有者に通知するものとする。

- (1) 登録した空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 空き家情報バンク登録抹消申請書（別記様式第8号）の提出があったとき。
- (3) 登録された日から2年を経過したとき。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、市長が登録することが適当でないとしたとき。

（情報提供）

第6条 市長は、登録された空き家の情報の一部を草津市のホームページ等に掲載し、次条第4項の規定による空き家情報バンク利用登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）に提供するものとする。

（空き家情報バンク利用の申込みおよび通知）

第7条 空き家情報バンクの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空き家情報バンク利用登録申込書（別記様式第9号）および誓約書（別記様式第10号）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 利用希望者は、その利用において次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、または定期的に滞在して、草津市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者であること。
 - (2) 第3条第2項に掲げる者でないこと。
- 3 市長は、第1項の規定により申込みのあった場合は、内容等を確認し、適切であると認めるときは、空き家情報バンク利用登録台帳に登録するものとする。
 - 4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク利用登録完了通知書（別記様式第11号）により当該利用希望者に通知するものとする。
 - 5 市長は、第3項の規定により登録をしなかったときは、空き家情報バンクに利用登録しない旨の通知書（別記様式第12号）により当該利用希望者に通知するものとする。

（提供）

第8条 市長は、利用登録者が希望する事項に基づいて、登録された空き家の詳細な情報を提供するものとする。

（利用登録事項の変更の届出）

第9条 利用登録者は、利用登録台帳の登録事項（以下「利用登録事項」という。）に変更があったときは、空き家情報バンク利用登録変更届出書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届出書の提出があったときは、利用登録事項を変更するとともに、空き家情報バンク利用登録変更完了通知書（別記様式第14号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（空き家情報バンクの利用登録の抹消）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれか該当するときは、空き家情報バンクの利用登録を抹消するとともに、空き家情報バンク利用登録抹消通知書（別記様式第15号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家情報バンク利用登録抹消申請書（別記様式第16号）の届出があったとき。
- (2) 利用登録者が、第7条第2項各号に該当しなくなったとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録をした日から2年を経過したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（登録所有者と利用登録者の交渉等）

第11条 市長は、登録所有者と利用登録者との空き家等の売買、賃貸借にかかる交渉および契約については、直接これに関与しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第12条 登録所有者および利用登録者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、または不当な目的のために取得、収集、作成および利用しないこと。
- (2) 個人情報をき損および滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 空き家情報バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写または複製をしないこと。
- (4) 保有する必要のなくなった個人情報は、速やかに廃棄、消去その他適正な措置を講じること。
- (5) 個人情報について漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。